

拡
充

令和6年度

児童手当制度改革のご案内

令和6年10月1日施行

令和6年10月分（初回支給分は令和6年12月支給分）から、児童手当法の改正による制度改革（拡充）が行われます。

◆令和6年12月支給（10月・11月分）から

所得制限の撤廃	高校生年代まで延長	第3子以降は3万円	偶数月に支給（年6回支給）
---------	-----------	-----------	---------------

◆改正後の金額

区分	3歳未満	高校生まで
第1子・第2子	月15,000円	月10,000円
第3子以降	月30,000円	

⚠ 第3子以降とは、大学生年代以下（平成14年4月2日生～）で養育している子のうち、上から3番目以降の高校生まで（平成18年4月2日生～）の子をいいます。

◆制度改革による申請が必要な方

- 改正前の所得上限超過により、児童手当・特例給付の支給対象外となっている
- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している
- 児童手当または特例給付を受給しており、養育する児童の兄弟（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）がいて、その人を含めて3人以上の児童がいる
- 養育する高校生年代の児童が北広島市以外に住民登録している

※上記に該当しない方は、原則、申請不要です。
裏面の手続き確認フローを確認し、申請が必要な場合は忘れずに手続きをしてください。

◆申請期限

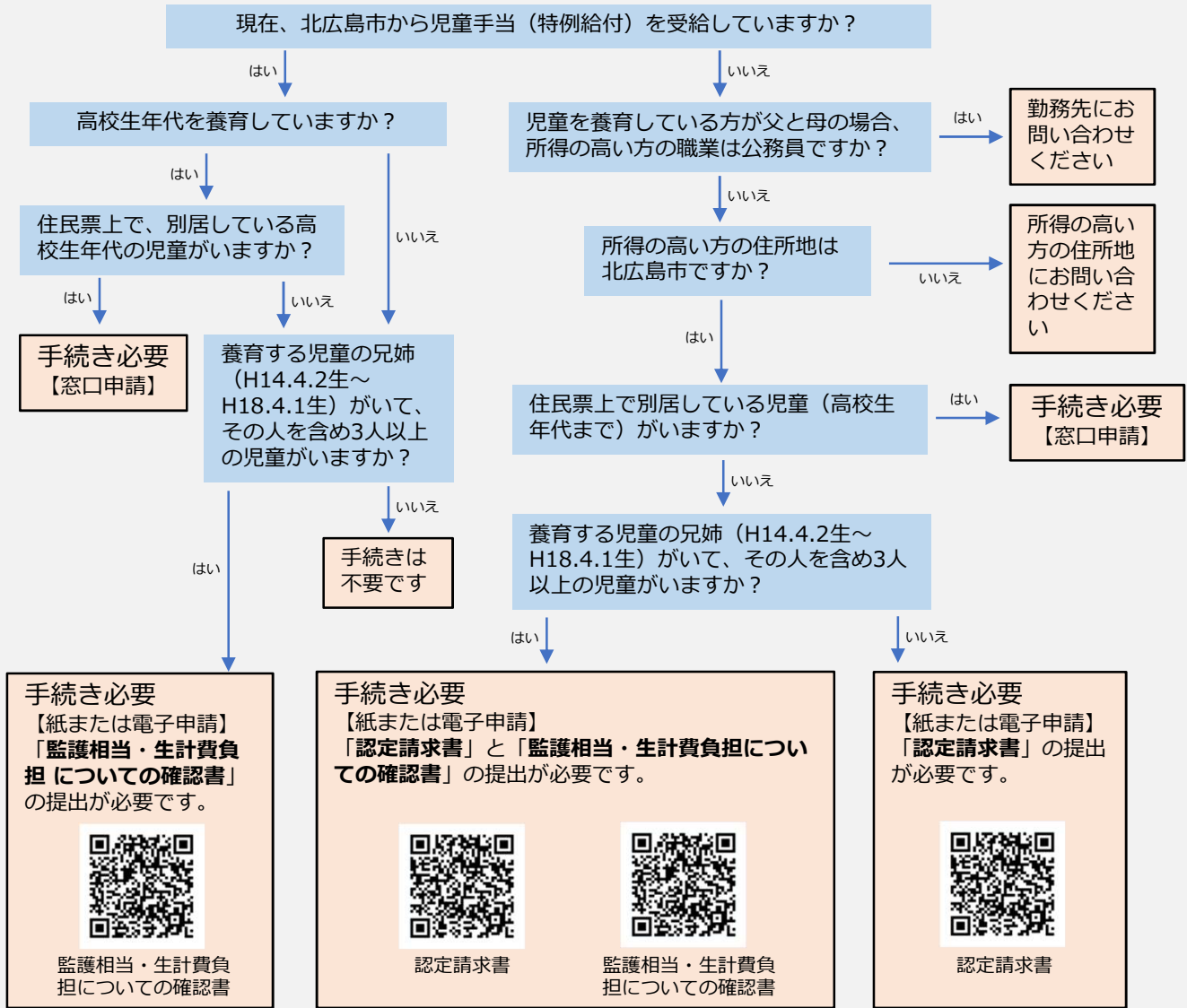
〈一次期限〉令和6年10月31日（木）

※一次期限を過ぎて提出した場合、令和6年12月の支給には間に合いませんが、二次期限までに提出すると令和6年10月分に遡って支給されます。

〈二次期限〉令和7年3月31日（月）

※二次期限を過ぎて提出した場合、申請の翌月分からの支給対象となり、手当を受給できない期間が発生しますので、ご注意ください。

手続き確認フローチャート



◆申請方法

- ① 郵送（期日必着）
- ② 電子申請（対象者のみ）
※手続き確認フローチャートで、電子申請可能かご確認ください
- ③ 市役所または各出張所

《申請に必要なもの》

- 振込先の金融機関及び本支店名、口座番号（請求者名義に限る）
- 請求者及び配偶者のマイナンバー
※児童と別居している場合、児童のマイナンバー
- 請求者が共済組合に加入している場合、健康保険証の写し



**「児童手当 令和6年度制度改正」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。**

問 合 せ

担当課：北広島市 子ども家庭課（北広島市役所2階）
〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1
TEL：(011)372-3311 内線2216